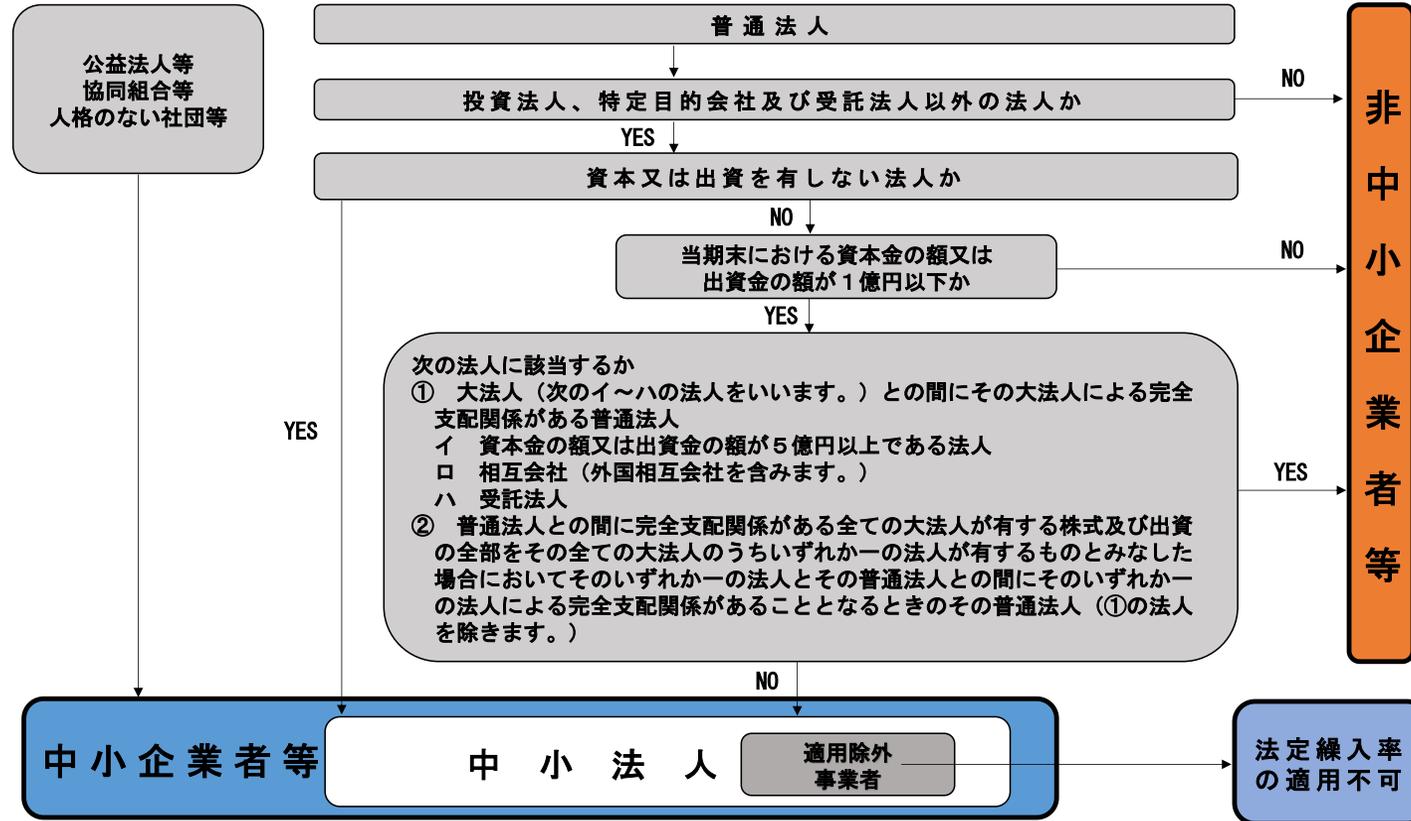


4 別表十一(一)及び(一の二)における中小企業者等の判定

(1) 貸倒引当金の損金算入

中小企業者等、銀行、保険会社を含む一定の金融業を営む法人等は、一定の額を限度として貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を損金算入することができます(法52①②)。

⇒ 中小企業者等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 公益法人等、協同組合等、人格のない社団等については、適用除外事業者の判定は必要ありません。

(2) 法定繰入率を適用することができる場合

中小企業者等(相互会社及び外国相互会社を除きます。)に該当する場合には、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算において法定繰入率を適用することができます(措置法57の9、措置法令33の7④)。ただし、中小法人にあっては、適用除外事業者に該当する場合には、法定繰入率を適用することができません。適用除外事業者については、8ページをご参照ください。